

認定こども園 OURS

重 要 事 項 説 明 書

1	社会福祉法人太陽会の概要
2	認定こども園 OURS 概要
3	施設の概要
4	社会的責任
5	児童福祉施設最低基準の遵守
6	職員体制
7	教育・保育理念と教育・保育ビジョン
8	教育・保育の内容
9	教育・保育サービスのご案内
10	その他ご利用者負担の経費
11	健康支援
12	感染予防
13	衛生管理
14	事故予防
15	説明責任
16	安全管理
17	入園・退園について
18	苦情対応
19	人権尊重
20	情報の取り扱い
21	非常災害時の対策
22	ご利用の際の注意事項
23	子ども・子育て支援新制度 用語の定義
24	重要事項説明書の同意について

本書は、社会福祉法人太陽会が行う認定こども園 OURS の保育サービスにおける重要事項説明書です。

1 社会福祉法人太陽会の概要

法 人 名	社会福祉法人太陽会
所 在 地	〒296-0124 千葉県鴨川市大幡 1222 番地 1
設 立 認 可 年 月 日	昭和62年7月1日
理 事 長	亀田信介
目 的	私たちは、全ての人々の幸福に貢献するために、常に愛とホスピタリティーの心を大切にし、ゆとりある理想社会の創造を使命とします。

2 幼保連携型認定こども園 OURS 概要

名 称	認定こども園 OURS
所 在 地	〒296-0044 千葉県鴨川市広場 1726 番 1
創 立 年 月 日	平成28年4月1日
園 長	米倉里奈
こども園の事業	認定こども園 OURS ▶ 延長保育事業/休日保育事業/病児保育事業（体調不良児対応型）/一時預かり事業/地域子育て支援拠点事業/子育て短期支援事業（トワイライトステイ）/放課後児童クラブ
事業の目的	本園は、利用する乳児及び幼児（以下「園児」という）への教育・保育の一体的な提供を通して、その心身の健やかな育成に最もふさわしい生活の場を提供するものとする 本園は関係法令に基づいて、適切に事業を運営するものとする
連 絡 先	TEL 04-7099-0800 FAX 04-7096-5815 URL http://www.kosodate-ours.jp e-mail kosodate-ours@s-taiyou-kai.jp
休 園 日	日曜日/年末年始（12月29日～1月3日）/国民の祝日に関する法律に規定する日 ※非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に教育・保育を行わないことがある。 1号認定子どもに対する教育・保育については次の休業日を加える 夏季休業、冬季休業、春季休業（鴨川市立認定こども園と同じ）、土曜日

3 施設の概要

敷 地 概 要	5,831.58 m ²
建 物 概 要	1,634.45 m ² 鉄筋コンクリート造 3階建
定 員	390名：0歳児(30名) 1歳児(30名) 2歳児(60名) 3歳児以上(270名)
入 園 対 象 年 齢	生後2ヶ月（産休明け）～就学前

4 社会的責任

【法令遵守】 社会福祉法、児童福祉法、児童福祉施設最低基準の遵守及びその他認定こども園の運営に関連する消防法、児童虐待防止法、個人情報保護法、など関連法令事項に基づいて、適正な経営をいたします。また、教育・保育内容においては、「人権」「子どもの人格」を尊重すること。地域や保護者様に保育の内容を説明する努力。保護者様からの苦情に対して、解決する努力に対して、誠実に取り組みます。

5 幼保連携型認定こども園の認可基準の遵守

項 目	内 容		
教 育 ・ 保 育 の 提 供 に 伴 う 基 準	① 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ② 子どもの心身の状況の把握 ③ 子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む） ④ 連携施設との連携（地域型保育事業のみ） ⑤ 利用者負担の徴収（上乗せ徴収や実費徴収に係る保護者の同意等） ⑥ 利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止） ⑦ 特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取扱い）		
設 置 基 準	〈園舎・保育室等の面積〉 ●満3歳以上の園舎面積は、幼稚園基準（3学級420㎡、1学級につき100㎡増） ●居住・教室面積は、保育所基準（1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人） 〈園庭（屋外遊技場、運動場）の設置〉 ●園庭は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は①と②の合計面積 ①満2歳の子どもについて保育所基準（3.3㎡/人） ②満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準（3学級400㎡、1学級につき80㎡増）と保育所基準のいずれか大きい方 〈食事の提供、調理室の設置〉 ●提供範囲は、保育認定を受ける2号・3号認定子ども（1号認定子どもへの提供は園の判断） ●原則自園調理（満3歳以上は現行の保育所と同じ要件により外部搬入可）		
職 員	〈学級編成・職員配置基準〉 ●満3歳以上の子どもの教育時間は学級を編成し、専任の保育教諭を1人配置 ●職員配置基準は、4・5歳児/30:1、3歳児/15:1、1・2歳児/6:1、乳児/3:1		
教 育 ・ 保 育 時 間	1号認定子ども	●教育標準時間	9時～13時（4時間）
	2号認定子ども	●保育短時間 ●保育標準時間	8時30分～16時30分（8時間） 7時～18時（11時間）
	3号認定子ども	●保育短時間 ●保育標準時間	8時30分～16時30分（8時間） 7時～18時（11時間）

6 職員体制

部 門	職 種	人 数
教育・保育室	主幹保育教諭	2名
	リーダー保育教諭	6名
	保育教諭	33名以上
	看護職員	3名
子育て支援室	担当責任者	1名
	保育教諭	5名以上
給食室	管理栄養士等	1名
	調理員	8名以上
事務室	園長	1名
	副園長	1名
	事務長	1名
	事務職員	2名

※ 各学年、年齢別配置基準を満たして配置しております。保育教諭の担当制を適用しています。

7 教育・保育理念と教育・保育ビジョン

教育・保育理念 Challenge Global Love

Challenge=学びに向かう力、人間性等

Global=知識及び技能の基礎

Love=思考力、判断力、表現力等の基礎

教育・保育ビジョン 6つの遊びの体験から心を育てる

6つのedutainment（楽習）

遊びの基地 ➤ （冒険心） 立腰教育 ➤ （自立心） 表現遊び ➤ （自尊心）
 体育ローテーション ➤ （挑戦心） サイエンス ➤ （イマジネーション） 音楽遊び ➤ （協調心）

8 主な教育・保育プログラム「教育・保育要領」参照

項 目	内 容
生 活 基 礎 的 事 項	生活リズムを整え、一日を快活にスタートできるよう、毎朝9時から全園児で朝会を実施します。 食事（食育も含む）・排泄・着脱・健康管理により、子どもが生活していくことに援助いたします。
遊 び の 基 地	体は認知器官⇒体が育たないと、知的感覚は育たない 熱い、冷たい、さらさら、ざらざら、良い匂い、臭い匂い etc…多様な感覚を体感出来る遊びの基地の中で、人と関わる基礎、中庸性（ちょうどよい）を獲得します。
体 育 ロ ー テ ー シ ョ ン	ステップ、体操、ランニング、跳び箱や鉄棒、マット運動などの組み合わせにより、子どもたちが楽しみながら自らの身体の発達にチャレンジし、自信、判断力、集中力、運動能力の向上、仲間意識などの心の成長にも大きな効果をもたらす体育ローテーションは、総合的な運動プログラムです。
立 腰 教 育 し つ け の 三 原 則	家庭教育の指針ともなり、大人もともに推進することで効果が高まるプログラムです。心も安定し、相手の話をしっかり聞く姿勢をつくります。
サ イ エ ン ス	保育の5領域「人間関係」「言葉」「表現」「健康」「環境」を一つの共通主題を設け、遊びや活動展開を深めて行きます。子どもの主体性、科学的な思考が育成されます。
表 現 遊 び	絵本を媒介とした、劇遊び、ごっこ遊びを展開するプログラムです。表現することで絵本が持つ目的や思いが明らかになります。自尊心を高め、やり遂げる喜びに結び付けます。 子どもが主役の社会科見学、体験をします。本格的な設備や道具を使って大人のように色々な仕事やサービスを体験し、子どもの生きる力と未来への希望を育みます。
音 楽 遊 び	音楽活動を通じて、心・頭を育てるプログラムです。「みんなで一つのことを創り上げることの喜び」を体験いたします。また、協調性、目標遂行能力、継続力を養うプログラムです。
環 境 教 育	「環境活動」を子どもの頃からその感覚を芽生えさせる、心・頭を育てるプログラムです。自然や生き物を愛する心が育ちます。
英 会 話	外部講師を招き、表現力を養います。自分の得意とする能力を身に付けていくと共に、自分自身に自信をもってできることを増やしていきます。

9 保育サービスのご案内

項 目	対象区分	経 費	登録の有無	登 録 申 請 書 類
土 曜 保 育	2号認定子ども 3号認定子ども	なし (原則、就労等の理由で、 家庭での保育が困難な方)	登録制	土曜保育申込書 年度毎登録 毎月事前申込
休 日 保 育	2号認定子ども 3号認定子ども	なし (原則、就労等の理由で、 家庭での保育が困難な方)	登録制	休日保育申込書 年度毎登録 毎月事前申込
延 長 保 育 ※30分を超過した時 点で、1時間として 計 算 致 し ま す。	2号認定子ども 3号認定子ども 保育短時間対象	朝 5:00-8:30 →1時間毎 100円/月 夕 16:30-22:00 →1時間毎 100円/月	登録制	延長保育申込書 年度毎登録 早朝保育(5:00~ 7:00)を利用される 方は事前にお伝えく ださい
	2号認定子ども 3号認定子ども 保育標準時間対象	朝 5:00-7:00 →1時間毎 100円/月 夕 18:00-22:00 →1時間毎 100円/月	登録制	延長保育申込書 年度毎登録 早朝保育(5:00~ 7:00)を利用される 方は事前にお伝えく ださい
一時預かり(休日) ※利用した時点で、料 金は発生します。 打刻の時間で料金を 徴収します。	1号認定子ども 対象	朝 5:00-7:00 →1時間毎 300円	登録制	休日預かり申込書 年度毎登録 毎月事前申込 【上限8回】
		日中 7:00-19:00 →1時間毎 100円		
		夕 19:00-22:00 →1時間毎 300円		
一時預かり(延長) ※利用した時点で、料 金は発生します。 打刻の時間で料金を 徴収します。	1号認定子ども 対象	朝 5:00-7:00 →1時間毎 300円	登録制	延長預かり申込書 年度毎登録 毎月事前申込 【上限8回】
		7:00-8:40 →1時間毎 100円		
		夕 14:00-19:00 →1時間 100円 19:00-22:00 →1時間 300円		
トワイライトステイ	1号認定子ども 2号認定子ども 3号認定子ども	22:00-5:00 →1回 700円	登録制	トワイライトステイ 申込書 年度毎登録 毎月事前申込
		夕食代 400円		
		朝食代 400円		
アレルギー代替食	アレルギー対応児	なし	登録制	アレルギー疾患生活 管理指導表
離 乳 食	段階的に提供	なし	無	離乳食同意書等
病 児 保 育 (体調不良児対応型)	教育・保育中に微熱 を出すなど、体調不 良となった場合に 緊急的な看護	なし	無	該当なし

☆各種保育・預かりサービスは、保護者の就労、又は家庭保育が困難(疾病や傷害等)な場合にお預かりする保育サービスです。

10 その他ご利用者負担の経費

項 目	金 額	対 象 年 齢	徴 収 時 期
給 食 費	学校給食 主食：900 円 副食：3,500 円 ※年間 52,800 円	4・5 歳児	毎月 27 日に引き落とし ※ご請求書は翌月上旬にご 通知いたします。
	OURS 給食 主食：1,000 円 副食：4,500 円 ※年間 66,000 円	3 歳児	
制服・カバン等の購入物 品費	物品注文書参照	該当児	
教 材 費	物品注文書参照	全園児	
月 刊 絵 本 代	実費徴収	2歳児以上	
卒 園 経 費	実費徴収	5 歳児	
卒園リボン 卒園証書 卒園証書入れ 記念品製作 卒園アルバム			
オータムキャンプ代	実費徴収	5 歳児	
運動会・発表会 BD・DVD	実費徴収	希望者のみ	
親子遠足代	実費徴収	参加者のみ	
独立行政法人日本スポ ーツ振興センター	実費徴収	全園児	
千葉県市町村交通災害 共済	実費徴収	全園児（任意）	
各サービス利用料金	各サービスをご利用いた だした場合の料金です。	全園児	
引き落とし手数料	実費徴収	全家庭（ごきょうだいが いる場合、上のお子さんか ら徴収）	

ご注意：3 か月以上滞納があった場合、在籍の継続はできません。

11 健康支援

1. 学校医、学校歯科医、学校薬剤師は、学校保健安全法に基づいて、園における保健管理に関する専門事項について技術・指導を行ないます。
2. 教育・保育中に発熱（37.5℃を目安）・体調不良・健康状態の変化が著しい場合・怪我等が発生した場合、保護者様の緊急連絡先にご連絡をさせていただきます。
3. 発熱・体調不良等での状況の変化が著しい場合には、お迎えをお願い致します。看護職員が症状を見ながら、お迎えまでの間、看護を行います。（病児・病後児保育事業、体調不良児対応型）
4. 万が一、こども園で怪我を負わせてしまった場合、看護職員が応急対応をいたします。医師の診察が必要と判断された場合はご連絡の後、園の協力機関である亀田総合病院へ受診をいたします。その後、園の加入する傷害保険で還付の手続きがございします。
 - ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付」
 - ・ 千葉県市町村交通災害共済（任意）
5. 予防接種当日の登園について
 - ・ ワクチンを接種した後に起こる副作用や副反応には、生命に関わる重大なものから、発熱・発疹など全身症状を示すものなどがあります。予防接種後（全種類）は、家庭保育で様子をみて頂くようお願いいたします。
6. 与薬について
 - こども園において与薬を行う場合は医師の処方箋による薬に限定させていただきます。

《薬の持参方法》

- ① 「与薬依頼票」※記入した期間、依頼内容が有効です。
- ② 使用する薬は1回分ずつ分けて、当日分のみ持参し、担任へ手渡ししてください。
- ③ 看護職員が不在の場合は、保育教諭が与薬することがございます。薬についての専門知識がないため、複雑な与薬の場合は、十分配慮されてご持参くださいますよう、お願いします。
- ④ 間違い防止のため、袋や容器にお子さんの名前の記入をお願いします。

《保護者様にお守りいただきたいこと》

- ① 市販薬、保護者様のご判断で持参した薬は取扱いません。
- ② 座薬が必要な場合は、看護職員との面談後、指定された症状が発症した時には、家庭連絡と共に与薬をさせていただきます。
- ③ 解熱剤のお預かりはしていません。発熱37.5度を目安に保護者様へご連絡させていただきます。
- ④ 慢性疾患（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎等）与薬は、主治医または嘱託医の指示に従うと共に、相互の連携が必要となります。

※与薬依頼票は、各ご家庭で必要枚数をコピーしてご使用ください。HPからもダウンロードが出来ます。

12 感染予防

1. こども園は、集団生活の場ゆえに、予防接種を推奨いたします。主治医の指導のもと、計画的な接種をお願いいたします。
2. 教育・保育中に感染症の疑いが見られた場合には、保護者様のご了解を得ない段階においても、集団生活との遮断や送迎方法の変更など、お子さんのプライバシーを配慮しつつ、こども園の判断で対応させていただくことがございます。
3. 感染症等の流行の兆しが予測される場合には「保健だより」を発行し情報を適時に提供いたします。
4. お子さん及びご家族が感染症に罹患された場合は、速やかにこども園へご連絡をくださいますようお願いいたします。
5. 感染症に罹患された場合、出席停止期間をお守りください。ご家庭にて体調不良等の症状が見られた場合、最終の症状から24時間はご家庭にて健康観察をお願いします。24時間後、又は、ご家族にも症状が見られるなど、登園の判断に迷う場合は、登園前にこども園へ電話連絡をくださいますようお願いいたします。
6. ご家族、とくにご兄弟・姉妹に嘔吐・下痢症状があった場合、感染の可能性が高い為、ご家庭にて一緒に経過観察をお願いします。
7. ご家族、ご兄弟・姉妹が感染症に罹患している際の送迎は、園・建物内へ入らずに、電話にてご連絡ください。

1.3 衛生管理

1. 適宜換気を行い適切な環境を配慮いたします。
2. 乳児室の玩具・保育用品は適宜消毒を実施し、衛生管理を実地しています。
3. オムツ交換台・トイレ・便器・ドアノブ・沐浴槽などは消毒液を用いての清掃を実施しています。
4. 砂場は定期的に、消毒を実施しています。
5. 調理室への出入りは三角巾着用・入室者の限定を行い衛生管理の徹底をしています。
6. 調乳室への出入りは入室者の限定を行い衛生管理の徹底をしています。
7. お子さんには教育・保育を通して基本的な清潔の習慣が身につくよう指導を行っています。
8. 鴨川市の警戒宣言に基づき、大気汚染物質（放射能、PM2.5 など）が規定数値を超えた場合、戸外活動の自粛等、対応をしています。
9. 「保育所における感染症ガイドライン」に沿って、便・尿・血液・嘔吐物がついた下着、衣類、タオルなどは、感染性があるものとみなし、水洗いをせず、そのまま返却をさせていただきます。

◎職員の教育訓練を定期的に実施しています。

1.4 事故予防

1. 乳幼児突然死症候群（SIDS）予防のため、うつぶせ寝を避け、睡眠時の呼吸確認を適時実施します。
当園では医療機器を用いた【ルクミー午睡チェック】を採用し、人の目とITの目の両方で、睡眠中の0歳児の安心・安全を見守っています。
2. 子ども同士のトラブルで怪我が起こってしまった場合、双方のご家庭に相手のお子さんの名前を伝えさせていただきます。「相手のお子さんの名前を知った上で、お会いした時に謝罪をしたい。」という保護者様からのご意見や、これから共に過ごしていく友だち、保護者様同士わだかまりなく良い関係を作っていただきたいということもあり、このような対応をとらせていただいています。ご理解頂けます様をお願いします。
3. 子どもの発達段階に応じた教育・保育環境を設定し、事故予防に努めますが、園は子どもたちがそれぞれに関わり合いながら、様々なことを試し、興味を広げ、育っていく場所です。活動に伴う怪我（顔や歯、目の怪我、骨折等も含む）、関わり合いに伴う噛みつきや引っ掻き、喧嘩などは起こります。子ども1人に保育教諭が1人ついていてはなりませんので、怪我を予防したり、声掛けや働きかけが間に合わないことがあります事を、ご承知おきください。
4. 自動体外式除細動器（AED）を設置しています。職員全員が研修を受講し、緊急時に活用します。
5. 虫よけシール、虫刺されパッチは、誤飲などの事故につながる恐れがある為、衣服や肌へ貼付しての登園はお控えください。気管支拡張剤のテープ（ホクナリン・ツロブテロール）や処置として必要な絆創膏を貼って登園する際は、受け入れ時に担任へテープの貼付部位をお伝えください。
6. 紐、フードの付いた洋服は、遊具に引っかかるなど、怪我や事故につながる事があります。園へ着てくる服は、紐、フードが無い物を選んでください。また、マフラー、ネックウォーマー、手袋の着用も、同様の観点から着用を禁止しています。登降園時に着用する場合は、保護者様に脱いで頂き、お持ち帰りください。
7. OURSでは、熱中症予防対策として、夏季の期間、活動前に【気温+WBGT（暑さ指数）】を確認して、日課活動をすすめています。その日のWBGTを参考に、プール遊び・外での活動時間を決めています。活動の間に休憩時間を入れ、喉が渇く前に水分補給をするように過ごしています。WBGTが高い場合は、園庭遊び、戸外散歩はしません。

15 説明責任

項 目	内 容
え ん だ よ り	毎月末に発行いたします。 翌1か月の予定・情報・クラスのお知らせ・提出物等記載されていますので必ず目を通してください。ご家族で情報を共有しておいてくださいますようお願いいたします。
連 絡 帳 ア プ リ	毎日実施。相互に情報交換を行うことを目的といたします。
個 別 面 談	全園児の保護者様と担当保育教諭とで年2回（希望者のみ対象）、実施いたします。 平日の13:00-14:40の間の15分-20分間です。
ホ ー ム ペ ー ジ	認定こども園 OURS での情報を掲載いたします。 各種保育サービスの、申込書のダウンロードが出来ます。
facebook Instagram	認定こども園 OURS で管理を行う facebook・Instagram へ、日々の教育・保育の様子を、画像動画で、アップロードいたします。
ご家庭からの連絡方法	欠席・遅刻等される場合は、9:00 までに次の方法にて必ずご連絡ください。 ① 連絡帳アプリ ※病欠の場合は、コメント欄に症状を入力してください。 ② 電話 04-7099-0800 ※教育・保育中の担任への取次ぎは、ご遠慮ください。
お迎え時間の変更について	お迎え時間が30分以上、遅れる場合（早まる場合）は、園にご一報ください。
緊急連絡通信手段	「メールシステム」を活用します。確実にご登録ください。
スナップ写真の販売	写真の撮影を外部委託します。申込み・支払いは、業者指定の方法によります。別紙ご案内をご覧ください。 日頃の教育・保育の様子、行事の様子を撮影します。

16 安全管理

1. セコム監視カメラシステム・セコムオンラインセキュリティの設置
2. 送迎において、通常いらっしゃる方ではない場合、送迎時間が通常と異なる場合などは事前にご連絡をください。
初めてお迎えに来園される方は、事前の面会と身分証の提示等が必要です。
3. 駐車場は、子どもさんから目を離す事がないよう保護者様の責任の下、お子さんの安全確保をお願いいたします。
お子さんと手を繋いで登園・降園してください。駐車場内で遊ぶことは絶対にしないでください。
※駐車スペースが限られています。ご利用の皆様が気持ちよく利用できますよう、また、お子さんの安全確保のため、駐車場での立ち話しは避け、速やかにお帰りがいただけますようご協力ください。
4. 引き渡し後、駐車場や園周辺で遊んでいて生じた事故・怪我に関しては、OURS では処置・対応を行いません。
5. いかなる理由があっても、中学生以下のお子さんに園児の引渡しは致しません。

17 入園・退園について

項 目	内 容
入 園	【1号認定子ども】 ①ご利用者（保護者）様が市町村に教育・保育給付認定を申請します。 ※市町村が必要に応じて利用支援を行います ②認定こども園OURSからご利用者様へ入園の内定を通知します。 ※定員超過の場合などは事前に明示された公式な方法（面接など）により選考します。 ③ご利用者様が認定こども園OURSを介し市町村へ確認申請を行います。 ④市町村から認定こども園OURSを介しご利用者様へ認定証が交付されます。 ⑤認定こども園OURSとご利用者様が利用契約を締結します。 【2号認定子ども・3号認定子ども】 ①ご利用者（保護者）様が市町村に教育・保育給付認定を申請します。 ②市町村からご利用者様へ認定証が交付されます。 ③ご利用者様が市町村へ利用希望の申し込みを行います。 ④ご利用者様の希望、認定こども園OURSの定員の空き状況などに応じ、保育の必要性の程度を踏まえ、市町村が利用調整します。 ⑤認定こども園OURSのご利用が決定後、利用契約を締結します。
継 続 入 園	①鴨川市の場合、毎年11月頃に継続入園の手続きをしていただきます。配布される継続入園申込書の提出が必要です。 ②鴨川市以外の場合、各市町村の指示に従ってください。
退 園	教育・保育期間の満了以外で、ご家庭の都合により退園される場合 ①鴨川市の場合、認定こども園OURSに用意してあります、退園届を提出して頂きます。 ②鴨川市以外の場合、各市町村で申請してください。 ※決定し次第、入園担当へご連絡ください。
鴨川市外への転居	鴨川市以外に転居する場合、手続きが必要です。転居される際には、事前にご相談ください。
登 園 停 止	当園は、伝染病にかかり、または、かかったおそれのある利用子どもに対して、登園停止を命ずることがあります。
利 用 の 中 止	当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとしします。 (1)「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。 (2)支給認定保護者から、保育所利用の取消しの申出があったとき。 (3)市町村が、保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。 (4)その他、利用継続において重大な支障または困難が生じたとき。

18 苦情対応

苦情対応の取り組みについて「苦情解決事業規則」に基づき対応いたします。

目 的	社会福祉法第82条の規定及び局長通知「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針」に基づき、ご利用者からの苦情・意見・要望等を解決するしくみです。
苦 情 等 解 決 責 任 者	園長 米倉 里奈 TEL04-7099-0800
苦 情 受 付 担 当 者	事務長 川名 秀和 TEL04-7099-0800 ※申出しやすい職員へお申し出ください。
苦 情 受 付 時 間	電話受付：9:00～17:00 メール受付：kosodate-ours@s-taiyou-kai.jp 24時間 ホームページからも受け付けております。 ※受付時間により、すぐに返信が出来ませんがご承知ください。
第 三 者 委 員	相原聡子 TEL04-7093-2339 安藤啓子 TEL04-7092-0521

苦 情 処 理 の 流 れ	① 保護者様からのご相談・ご意見・苦情の申し出 ② ご相談・苦情内容、保護者様のご意向等の確認と記録 ③ 受け付けた相談・苦情及びその改善状況等、責任者へ報告・助言。必要があれば第三者委員への報告・助言 ④ ご相談・ご意見・苦情の対応結果について、申し出人に報告 ⑤ 個人情報に関するものを除き、事業報告書や広報紙等実績を掲載し公表
---------------	--

※ 直接解決責任者または第三者委員に申し立てができます。

19 人権尊重

1. 人権尊重

- ① 子ども一人一人の状態、特性を把握し個別重視の教育・保育を提供いたします。また、個々を尊重しながらそれぞれの発達の目標を設定し、着実な教育・保育の展開をいたします。
- ② かかわりにおいては、子どもの身体的苦痛や人格を辱めることなどがないように教育・保育を実施いたします。

2. 児童虐待防止

児童虐待防止法に基づき、子どもに虐待の疑いがある場合、こども園は関係機関への通告義務が課せられています。

3. プライバシー保護

- ① 子どもの着替え、排泄の場面が保育教諭以外の大人の視界に入らないよう配慮いたします。
- ② 着替え、排泄の場面は画像その他メディアに残すことなく、園内および園外に漏えいすることのないよう配慮をいたします。

◎職員の教育訓練を定期的実施しています。

20 情報の取り扱い

1. 個人情報保護

- ① 児童福祉法第 18 条の 22「保育教諭は、正統な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。」と定められた法令を遵守いたします。
- ② 保護者様から、個人情報を提供していただく場合は、収集目的、こども園の対応窓口、こども園が個人情報を提供する機関の範囲等を原則お知らせいたします。
- ③ こども園は、保護者様から提供して頂いた個人情報を、正当な目的のみに使用いたします。
- ④ 個人情報は適切に管理し、保護者様の承諾を得た関係機関（鴨川市役所、君津児童相談所及び千葉県など）以外の第三者に一切開示・提供いたしません。
- ⑤ 保護者様の承諾の上で個人情報を提供する場合には、個人情報の漏洩、再提供などの禁止を契約により義務づけ、適切な管理を実施いたします。
- ⑥ 保護者様ご自身の個人情報の確認、修正などを希望される場合は、こども園対応窓口までご連絡頂くことにより、合理的な範囲で速やかに対応いたします。

- ⑦ こども園で管理を行う facebook や Instagram などへの画像動画のアップロード、また、報道などによる第三者機関の写真掲載や動画放映について拒否される方につきましては事前に登録していただいております。登録時にその有無を申告してください。

※個人情報保護に関する同意書を入園時に提出して頂きます。

個人情報の取り扱いに関するお問い合わせについては、下記までお申し出ください。

お電話による場合	電話番号：04-7099-0800 受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時
電子メールによる場合	kosodate-ours@s-taiyou-kai.jp
お手紙による場合	〒296-0044 千葉県鴨川市広場 1726 番 1 認定こども園 OURS 受付

2. 情報管理

こども園では「情報管理規定」に基づき、ご利用者に関するすべての情報が漏洩のないよういたします。

◎職員の教育訓練を定期的実施しています。

21 非常災害時の対策

1. 防火権原者（亀田信介）、その指名で防火管理者（米倉里奈）を置き、火災、地震、津波等の災害から園児を守り、また災害の未然防止及びその軽減を図ることを目的として消防計画の下、月に1回以上の訓練の実施をいたします。
2. 大規模地震及び大規模地震警戒宣言に基づいた「総合防災訓練」は、年2回実施いたします。
3. 台風を想定した避難訓練、不審者侵入対応訓練は、万が一の事態に備え非定期的に訓練の実施をいたします。
4. 千葉県に地震が発生した場合、基本的には認定こども園 OURS の敷地内で避難活動を実施します。その後、広域避難場所へ移動する場合は、鴨川市の定める「地域防災計画」「津波避難計画」等に従って難活動を実施します。
※詳細はホームページ上「防災計画」をご確認ください。

◎職員の教育訓練を定期的に実施しています。

22 ご利用の際の注意事項

項 目	内 容
こども園へお車でお越しの際のお願い	近隣にお住まいの皆様の生活空間保障の為、こども園への送迎には、別にご案内する通行ルールに従っての走行をお願いします。 園周辺の道路は、安全のため、20km 走行を実施していただけますようお願いいたします。 上記を守って頂けない方には、個別に対応致します。改善が見られない場合には、OURS の在籍が出来なくなる事もあります。ご承知おさください。
こども園の駐車場ご利用について	OURS 駐車場内は、一方通行です。道路標示にそって、走行してください。 近隣の方への配慮として、駐車場でのアイドリングはご遠慮いただいております。必ずエンジンを止めて、施錠して送迎を実施していただけますようお願いいたします。看板が設置されている箇所につきましては、前向き駐車をお守りいただけますようお願いいたします。OURS 入口付近での停車、乗降は絶対にお止めください。タクシーをご利用の際にも同様です。
登園時間のお願い	毎朝9時から全園児参加の朝会を実施しています。生活リズムを整えて行く為にも、足並みを揃えて一日のスタートをすることはとても大切です。着替えや参加姿勢を整える時間も加味し、8時50分までに登園してください。登園が遅れる場合は、必ずご一報ください。8時40分以降、一号認定こどもの預かり料金は、発生しません。 連絡なしに登園していなかった場合、9時を過ぎた時点でこちらから、緊急連絡先（保護者様携帯、もしくは職場）にご連絡させていただきます。こちらからの連絡は、朝の慌ただしい時間帯での対応となります。情報の行き違いにより、確認が重複してしまうこともあるかと思いますが、ご了承ください。
登園予定の変更について	土曜・日曜・祝日は、毎月提出して頂きます登園カレンダーに基づいて、保育体制や食数を整えています。登園カレンダーに記入されていない日の登園、または欠席の際には必ずご連絡ください。
登園後の出入りについて	OURS では、登園後、降園までの出入りはできません。 例：①登園後、受診の予約時間になった為、一旦受診し、再び園に戻る。 ②園から OURS アカデミー（習い事）に行く。その後、再び園に戻るなど。
食べ物に関するお願い	園の敷地内、園内で、食べ物の持込や、食べながら登園しないでください。他の園児への、誤飲や誤食の原因にもなります。アレルギーを持った園児が落ちているかけらに触れるだけで、アレルギー症状が出る事がありますので、絶対におやめください。ハロウィン、バレンタイン等のイベント時にも同様です。 登園前の食事の際は「初めて食べる食材」を摂取してから登園はしないでください。成長過程の中で新しい食材や、今まで普通に食べてきた食材でも、アレルギーを発症する場合があります。
家庭状況の変更時	世帯の状況や仕事、家庭状況などに変更があった場合は、教育・保育給付認定申請書（兼変更届出書）の提出が必要です。OURS または子ども支援課へ申し出てください。 ※教育・保育給付認定が変更になった場合、お持ちの教育・保育給付支給認定証は返却となります。 （紛失等された場合は、教育・保育給付支給認定証再交付申請書の提出が必要となります）

持 ち 物	持ち物の管理を自分でする事が不十分であり、園で管理しきれない部分もあります。大勢のお子さんが生活する場です。確実にご返却できますよう、小さなものにも必ず記名をお願いいたします。 持ち物の紛失・損失も考慮し、華美なもの（キーホルダー・髪ゴム・ヘアピン）・園生活で必要のないもの、危険を伴う物は持たせない・身に付けて来ないでください。ご家庭で使用している玩具の持参も同様です。それらを持参し、園で紛失した場合、探してほしいというご要望には添えませんので、予めご了承ください。
-------	---

23 子ども・子育て支援新制度 用語の定義

認 定 区 分	保 育 時 間
【1号認定子ども】 お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合	教育標準時間 4時間教育利用
【2号認定子ども】 お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」（下記参照）に該当し、保育園等での保育を希望される場合	a) 保育短時間 8時間保育利用 b) 保育標準時間 11時間保育利用
【3号認定子ども】 お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」（下記参照）に該当し、保育園等での保育を希望される場合	a) 保育短時間 8時間保育利用 b) 保育標準時間 11時間保育利用

① 保育を必要とする事由

- ・就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）
- ・妊娠、出産
- ・保護者の疾病、傷害
- ・同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ・災害復旧
- ・求職活動（企業準備を含む）
- ・就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ・虐待やDVのおそれがあること
- ・育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ・その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

② 保育の必要量

- a) 保育短時間＞パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）
- b) 保育標準時間＞フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）

24 重要事項説明書同意書

※園児の教育・保育の提供にあたり、【認定こども園 OURS 重要事項説明書】に基づき、重要事項の説明を行いました。

年 月 日

【説明者】

事業所名 認定こども園 OURS

職 名 保育教諭

氏 名

私は、重要事項の説明を受け、内容について同意しました。

年 月 日

【保護者】

住 所

氏 名

印 (園児との関係：)